

第4回腎疾患対策及び糖尿病対策の 推進に関する検討会	参考資料4
令和5年9月28日	

## 「腎疾患対策及び糖尿病対策の推進に関する検討会」開催要綱

### 1. 趣旨

我が国における腎疾患対策については、平成30年にとりまとめた「腎疾患対策検討会報告書」に基づき、自覚症状に乏しい慢性腎臓病（CKD）を早期に発見・診断し、良質で適切な治療を早期から実施・継続することにより、CKD患者のQOLの維持向上を図ることを全体目標として取り組んでいる。

また、糖尿病対策については、平成19年にとりまとめた「糖尿病等の生活習慣病対策の推進について（中間取りまとめ）」及び「第7次医療計画」「健康日本21（第二次）」等に基づき、糖尿病の発症と重症化を予防することを目標として、予防・健康づくり対策の推進や医療体制の構築に取り組んでいる。

本検討会では、腎疾患対策及び糖尿病対策に関する報告書等に関する目標達成度等の評価や計画等の改正について検討するとともに、具体的な取組を進める上での参考となるよう所要の検討を行う。

### 2. 検討事項

- (1) 腎疾患対策検討会報告書の中間評価について
- (2) 糖尿病に関する第7次医療計画の見直し及び今後の糖尿病対策について
- (3) その他

### 3. 構成等

- (1) 本検討会は厚生労働省健康・生活衛生局長が別紙構成員に参集を求めて開催する。
- (2) 検討会に座長及び座長代理を置く。
- (3) 座長は、構成員の互選により選出し、座長代理は、構成員の中から座長が指名する。
- (4) 必要に応じ、別紙構成員以外の有識者等相当と認める者を参考人として招致することができるものとする。
- (5) 検討会は、原則として公開する。
- (6) この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に必要な事項は、座長が健康・生活衛生局長と協議の上、定める。

### 4. その他

検討会の庶務は 健康・生活衛生局健康課の協力を得て、がん・疾病対策課が行う。